

No.56

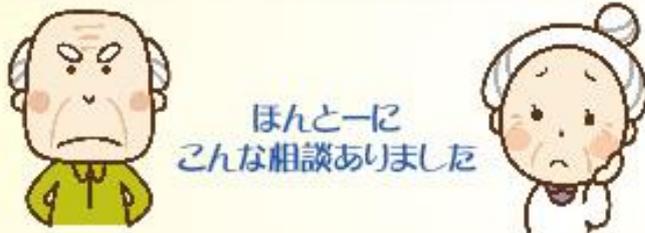
発行：東濃西部広域行政事務組合

脱毛施術契約にご注意を

脱毛施術には、エステティックサロンと医療機関でおこなうものがあります。両者には、できる施術に違いがあります。そのため施術方法や脱毛の効果等を事前に確認し、自分に合った施設を選択しましょう。また、契約面でも違いがあります。一定の条件を満たしたエステ契約にはクーリング・オフ制度や中途解約制度があります。しかし、医療機関との脱毛施術契約の場合、解約ルールは契約ごとに内容が異なります。

このようなことを踏まえ、脱毛施術を受ける際は、HPや広告の情報をうのみにせず、自ら十分な情報収集を行うとともに、施術前にリスク等に関する説明を十分に求めましょう。

国民生活センターでは「なくなる脱毛施術による危害」として情報提供をしています。こちらもお読みください。



民事訴訟管理センターというところから、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。何か未払い料金があり、連絡しなければ給料を差し押さえると書いてある。

「民事訴訟管理センター」と名乗る機関からハガキが届いたとして全国の消費生活センター等に寄せられた相談が今年3月下旬から急増しています。「民事訴訟管理センター」からハガキが届いても、架空請求なので決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。不安を感じたり対処に困ったりした場合には、すぐに相談してください。

5月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■	21件
訪問販売	■	11件
訪問購入	0	0件
通信販売	■■■■■■■■	35件
連鎖販売	■	1件
電話勧誘	■■■■■	6件
送り付け商法	0	0件
無店舗販売	0	0件
不明・無関係	■	1件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生居地ですが、生居地以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業